（都城工業高等専門学校名誉教授）　田本　睦雄
従四位に叙する　森田　雅夫
正五位に叙する　岩崎　英三　萩原竹之助
従五位に叙する（各通）　東　楠樹
正六位に叙する（各通）　服部　武
従五位に叙する（各通）　井上　義雄　今若　義己
正六位に叙する（各通）　小梶　岩男　近藤　二郎　鈴木　金一
従六位に叙する（各通）（以上三月二日）　津田　平八　橋本栄太郎
従五位に叙する　渡邉　忠嗣
（三等海佐）　栗原三千男
従六位に叙する（各通）　藤澤　文夫
正六位に叙する（三月四日）　百瀬　源吉
正七位に叙する　安井　聰　小亀　八郎
従七位に叙する（以上三月六日）　木村　和三
○叙勲　瀧ヶ崎　博
川村　有　小島　久光　海沼　忠
竹下　要　舘　康司　関口　宏
旭日単光章を授ける（各通）（十一月二十五日）　根岸與士雄
神屋　光年　川畑　一徳　谷田　隆
早村昭四郎　平野與志雄
（岡山市議会議員）
旭日単光章を授ける（各通）（十一月二十六日）　山下　義鋪
北山　政春　寺澤秀三郎　野崎　久雄
旭日単光章を授ける（各通）（十一月二十七日）　中原　清美　横山　安雄
多川　清和
瑞宝双光章を授ける（各通）　限元　吉男　松田　實
木村　義夫　佐藤　貫一
旭日単光章を授ける（各通）（十一月二十八日）　今村　幸夫
瑞宝小綬章を授ける　高橋　正和
河野　通暢　酒井　善松
瑞宝双光章を授ける（各通）　中ノ上英雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十五日）

飯塚　友次　太田　實　小川　敦司
栗橋　武次　玉置　嘉亮　中村　久雄
西川　孝三　松村　武昌　山口　吉晤
瑞宝双光章を授ける（各通）　渡邊　博之
池上　秀幸　大石　竹司　進　清美
末廣　和彦　原口　安彦
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十六日）
（北海道教育大学名誉教授）　平　一弘
瑞宝中綬章を授ける　井手　廣藏　彌永　力
榮田　慧　新谷　茂計　木村　登
高橋　七郎　外川　惠藏　鈴木　實
吉田　辰雄　和田　雄行　山岡　壽男
瑞宝双光章を授ける（各通）　青木　雅夫　阿部　六三
今井　正　黒川　勉　荒巻　廣光
杉山　満吉　田口　孝　笹原　隆穂
畠野　又次　村松　昭一　田中　逸穂
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十七日）　寺元　弘
瑞宝中綬章を授ける　川村　啓喜
（明石工業高等専門学校名誉教授）
佐々木憲一郎
瑞宝小綬章を授ける（各通）　瀬戸　誠司
齋藤　昇　鈴木　弘
田中　強　谷口宏次郎　西井　圓
則包　俊彦　原　俊作　毛利　榮一
八木　晃一　山田　健一　渡邊　博
瑞宝双光章を授ける（各通）　澁谷　久雄
岡本　榮宏　堂領　宏
瑞宝単光章を授ける　大長　一雄
（各通）（以上二月二十八日）　川村　紀夫　村上　侑
瑞宝小綬章を授ける（各通）　乙部　英爾
稲垣　寶治　江藤　土男
高橋　武　仲村　保松　中元　次富
森　三郎
瑞宝双光章を授ける（各通）　矢田　鷹司
小笠原要作
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月一日）　岩崎　英三
（都城工業高等専門学校名誉教授）　田本　睦雄
津田　平八
瑞宝小綬章を授ける（各通）　井上　義雄　今若　義己　小梶　岩男
鈴木　金一　橋本栄太郎　服部　武
瑞宝双光章を授ける（各通）　小川　剛　渡邊　一重
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二日）　藤澤　文夫
（三等海佐）　渡邊　忠嗣
瑞宝双光章を授ける（各通）（三月三日）　滝上　一雄　山本　茂
瑞宝単光章を授ける（各通）（三月四日）　瀧ヶ崎　博
瑞宝双光章を授ける　海沼　忠
瑞宝単光章を授ける（以上三月六日）　前平　文男
瑞宝単光章を授ける（三月七日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、四月四日セネガル国の独立記念日につき、同月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法務

公証人死亡

鹿児島地方法務局所属公証人岡本誠二は平成二十二年二月十一日死亡した。（法務省）

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

四月二日（金）

○国会提出案件（抜粋）

一、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の結果について（決定）（内閣官房・外務・防衛省）

公告

諸事項

工場財団

さいたま市中央区本町五丁目12番10号**日本ピストンリング株式会社**の工場財団に、さいたま市中央区本町西五丁目2番6号日本ピストンリング株式会社与野工場及び栃木県下都賀郡野木町大字野木141番地5日本ピストンリング株式会社与野工場野木分工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年4月6日　さいたま地方法務局

長崎市出島町11番1号**株式会社長崎国際テレビ**の工場財団に長崎市出島町11番1号株式会社長崎国際テレビの機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年4月6日　長崎地方法務局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第2号の規定に基づき、平成22年3月29日から1週間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成22年4月6日

さいたま地方法務局長　西川　優

記

氏名　平田　真義
所属する土地家屋調査士会　埼玉土地家屋調査士会
登録番号　埼玉第2330号
事務所の所在地　埼玉県所沢市大字上安松921番地の3オークアベニューA―101
違反行為　現地調査確認義務違反等